

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年3月3日

収支等命令者

佐賀中部保健福祉事務所長 熊崎 康春

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度遺伝子解析装置保守点検業務 |
| (2) 委託業務の仕様 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県佐賀市八丁畷町1番20号
佐賀県衛生薬業センター ウイルス検査室 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に本店を有する者、佐賀県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間において当該委託業務と同規模の契約を締結し、これを適正に履行しているものであること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と関係資料を令和7年3月18日（火）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（18日（火）午後5時までに担当課へ必着）してください。郵送する場合は、書留郵便とし、封筒に「令和7年度遺伝子解析装置保守点検業務委託入札参加届在中」と朱書きしてください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

*担当課

郵便番号 849-8585 佐賀県佐賀市八丁畷町1番20号

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 総務担当

電話 0952-30-1321

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。

- (2) 入札関係書類の交付方法

令和7年3月3日（月）から令和7年3月18日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、3の担当課において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。（<https://www.pref.saga.lg.jp/web/>）なお、掲示箇所は、「しごと・産業」>「入札・補助金・公募事業」>「入札」>「入札（その他委託業務）」>「情報関連、機器保守、点検」です。

- (3) 入札説明会

実施しません。

なお、入札参加資格確認申請書を提出する予定の者で現地確認等を希望する者は、上記(2)に定める期間内に3の担当課に連絡してください。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年3月21日（金）14時30分

イ 場 所 佐賀県佐賀市八丁畷町1番20号
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 1階第一会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもありますので、事前に3の担当課に確認してください。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第3号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 委任状

代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

③ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに理由を記入した入札辞退届を書面で提出してください。

(9) この公告に掲げる入札は、当該委託業務に係る令和7年度予算が成立しない場合は中止します。その場合は佐賀県ホームページにより公告します。

(10) 問合せ先

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所 企画経営課 総務担当
電話 0952-30-1321